

## 2018年度言語社会研究科特別研究員の委嘱

以下の要領に従い2018年度の特別研究員活動の委嘱を行います。委嘱を希望される方は、申請資格等を確認のうえ、申請してください。

1. 委嘱内容 本研究科における特定の研究活動への協力

2. 委嘱名称 上記の委嘱を受けた者を「言語社会研究科特別研究員」と呼ぶ。

3. 申請資格

(1) 本研究科において課程博士の学位を取得した者

(2) 本研究科において論文博士の学位を取得した者

(3) 本研究科博士後期課程に在籍しながら国外の大学において博士号を取得し、その後本研究科博士後期課程を退学した者

(4) 本研究科博士後期課程を退学した後、国外の大学において博士号を取得した者。

なお、委嘱時に常勤職にある者又は言語社会研究科博士研究員の職にある者は申請資格がありません。

4. 委嘱期間

2018年4月1日より2019年3月31日までの1年以内。年度途中からの委嘱も可能です。また、委嘱の継続を希望する場合は、委嘱期間は通算で5年を上限とします。なお、常勤職に就いた時点で、辞退願を提出してもらい、委嘱を中止するものとします。

5. 委嘱の形態

本委嘱は特別研究員決定通知書による委任契約とします。特別研究員への研究室の提供及び研究費の配分はありません。

6. 申請方法

特別研究員としての委嘱（継続を含む）を希望する者は、履歴書（市販の用紙でよい）、特別研究員申請書（所定の用紙）に必要事項を記入の上、研究科事務室に持参又は郵送してください。郵送の場合は書留を利用し、封筒表に「特別研究員申請書在中」と記してください。宛先は以下のとおりです。

〒186-8601 国立市中2-1 一橋大学大学院言語社会研究科事務室

委嘱が決定された時点で、特別研究員決定通知書を郵送します。

7. 申請期間

2018年1月23日（火）より